

京都市告示第297号

道路法第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和6年7月19日

京都市長 松井孝治

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
西京極97号線	右京区西京極畑田町1番地の1地先内	告示の日
下鳥羽緯2号線	伏見区下鳥羽前田町35番地の9地先から同町98番地の2地先まで	同上

(建設局土木管理部道路明示課)